

(案)

第4次地域管理経営計画書  
第4次国有林野施業実施計画書

(遠賀川森林計画区)

計画期間

自	平成24年	4月	1日
至	平成29年	3月	31日

九州森林管理局



(案)

## 第4次地域管理経営計画書

(遠賀川森林計画区)

計画期間

自	平成24年	4月	1日
至	平成29年	3月	31日

九州森林管理局



## はじめに

国有林野事業は、将来にわたってその使命を十全に果たしていくため、国有林野を名実ともに「国民の森林」とするとの基本的な考え方の下に平成10年度から抜本的な改革を推進してきたところである。管理経営の方針を林産物の供給に重点を置いたものから公益的機能の維持増進を旨とするものに転換し、事業実施体制の効率化を推進するとともに、一般会計繰入を前提とした会計制度にすることを通じて、新規借入金に依存する体質から脱却するとともに、地球温暖化防止のための間伐を推進するなど、財政の健全化とともに国有林野の適切かつ効率的な管理経営を進めてきたところである。

このような中で、森林に対する国民の要請が、国土の保全や水源のかん養に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等の面での期待が高まるなど、公益的機能の発揮に重点を置きつつさらに多様化している。また、特に地球温暖化防止、生物多様性の保全については国有林への期待が大きくなっている。こうしたことを踏まえ、今後は、引き続き財政の健全化と適切かつ効率的な管理経営に向けた取組を進めるとともに、これまでの成果の上に立って、森林の有する多面的機能の発揮を基本理念とする森林・林業基本法の下で、林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮しつつ、持続可能な森林経営及び開かれた「国民の森林」として、国民に具体的な成果を示す取組を着実に実行していくこととする。

このため、平成20年12月に、全国レベルにおける今後10年間の国有林野の管理経営に関する基本的な事項について、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第4条の規定に基づき、農林水産大臣があらかじめ国民の意見を聴いた上で、国有林野の管理経営に関する基本計画（計画期間：平成21年4月1日～平成31年3月31日）として定めたところである。

本計画は、同法第6条の規定に基づき、九州森林管理局長が、国有林野の管理経営に関する基本計画に即し、国有林の地域別の森林計画と調和させ、あらかじめ国民の意見を聴いた上で、今後5年間の遠賀川森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項について定めたものである。

今後、遠賀川森林計画区における国有林野の管理経営は、関係住民の理解と協力を得ながら、さらに、関係行政機関と連携を図りつつ、この計画に基づいて適切に行うこととする。







## 目 次

1	国有林野の管理経営に関する基本的な事項 -----	1
	(1) 国有林野の管理経営の基本方針 -----	1
	(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項 -----	3
	① 水土保全林に関する事項 -----	3
	② 森林と人との共生林に関する事項 -----	4
	③ 資源の循環利用林に関する事項 -----	5
	④ その他 -----	5
	(3) 流域管理システムの推進に必要な事項 -----	6
	(4) 主要事業の実施に関する事項 -----	6
	① 伐採総量 -----	6
	② 更新総量 -----	7
	③ 保育総量 -----	7
	④ 林道の開設及び改良の総量 -----	7
	⑤ 治山総量 -----	7
	(5) 持続可能な森林経営に関する事項 -----	7
2	国有林野の維持及び保存に関する事項 -----	9
	(1) 巡視に関する事項 -----	9
	(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項 -----	9
	(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項 -----	9
	(4) その他必要な事項 -----	10
3	林産物の供給に関する事項 -----	10
	(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項 -----	10
	(2) その他必要な事項 -----	10
4	国有林野の活用に関する事項 -----	10
	(1) 国有林野の活用の推進方針 -----	10
	(2) 国有林野の活用の具体的手法 -----	10
	(3) その他必要な事項 -----	11
5	国民の参加による森林の整備に関する事項 -----	11
	(1) 国民参加の森林に関する事項 -----	11
	(2) 分収林に関する事項 -----	11
	(3) その他必要な事項 -----	11
6	その他国有林野の管理経営に関し必要な事項 -----	11
	(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項 -----	11
	(2) 地域の振興に関する事項 -----	11



## 1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

### (1) 国有林野の管理経営の基本方針

本計画の対象は、遠賀川森林計画区を管轄区域とする国有林野11,901ha（不要存置林野12haを含む。）であり、福岡県の北東部に位置する遠賀川水系の上流部に位置する。

森林の現況は、人工林を主体とした育成林が6,870ha（育成単層林6,587ha、育成複層林283ha）、天然生林が4,599haとなっており、主な樹種としては針葉樹はスギ、ヒノキ、広葉樹ではシイ類、カシ類などとなっている。また、林相別に見ると針葉樹林6,140ha、針広混交林1,531ha、広葉樹林3,798haとなっている。

全体の73%が北九州国定公園や耶馬日田英彦山国定公園等国及び県指定の自然公園であり、北九州自然休養林に代表される都市近郊林や英彦山等優れた自然景観が豊富なことから、登山やハイキング等森林レクリエーション・保健休養の場として多くの人に利用されている。さらに、全体の95%が水源かん養保安林を主体とした保安林に指定されており、下流域の水がめとして重要な役割を担っている。

このため、本計画では、林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮しつつ、国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進に重点を置くこととする。また、近年、特に国有林に対する期待が大きくなっている地球温暖化の防止、生物多様性の保全等にも対応した管理経営を行うこととする。

具体的には、国有林の地域別の森林計画に定める公益的機能別施業森林の区域との整合を図りつつ、本計画区の国有林野を山地災害の防止や水源のかん養を目的とする「水土保全林」、豊かな生態系の維持・保存や森林レクリエーション利用を目的とする「森林と人との共生林」及び木材を安定的かつ効率的に供給する「資源の循環利用林」の3つに区分し、それぞれの目的に応じて管理経営を行うこととする。

各地区ごとに重点的に行うべき管理経営は次のとおりである。

#### ア 皿倉山地区（3092～3097林班）

北九州市の南側、標高200m～600mに位置する地区であり、北九州市街地に接した都市近郊林として重要な位置にある。一帯は水源かん養保安林、保健保安林、北九州自然休養林、北九州国定公園、鳥獣保護区特別保護地区及び帆柱自然公園等に指定されていることのほか、皿倉山山頂からの眺望が優れておりキャンプやピクニックなどの利用が多く、保健文化機能を発揮させることが期待されていることから「森林と人との共生林」に区分して管理経営を行うこととする。

なお、一部は地形・地質等の条件により山地災害防止機能を重点的に発揮させることが期待されていることから「水土保全林」に区分して管理経営を行うこととする。

#### イ 福智山地区（3075～3091林班、1139林班）

直方市の東部に位置する福智山(901m)を中心とした地区である。山頂一帯と東側斜面の北九州市側は北九州自然休養林、北九州国定公園、筑豊県立自然公園及び保健保安林等に指定されており、レクリエーション的利用が多く保健文化機能を発揮させることが期待されていることから「森林と人との共生林」に区分して管理経営を行うこととする。

また、東側斜面の南部一帯は、下流域に上水道用の貯水池がある等水源かん養機能の発揮が期待され、西側斜面やそのほかの里山一帯は地形・地質等の条件により山地災害防止機能を重点的に発揮させることが期待されていることから「水土保全林」に区分して管理経営を行うこととする。

#### ウ 三郡山地区（3001～3019林班）

糟屋郡と飯塚市との境界に位置する三郡山(936m)を中心とした地区である。三郡山山頂周辺や尾根筋は太宰府県立自然公園に含まれ、天然広葉樹林の新緑や紅葉、山頂からの眺望など優れた自然景観を有し、自然環境の保全・形成等の保健文化機能の発揮が期待されていることから「森林と人との共生林」に区分して管理経営を行うこととする。

また、中腹部及び南東部の飛び地においては、下流域のかんがい用溜池等の水源地として水源かん養機能の発揮が期待されていることから「水土保持林」に区分して管理経営を行うこととする。

#### エ 犬鳴山地区（3020～3048林班）

筑豊、博多を結ぶ要所である犬鳴峠の北側に位置している犬鳴山(584m)を中心とした地区と、八木山地区や笠置山の周辺に散在する小団地からなる地区であり、スギ、ヒノキの人工林が主体である。犬鳴山地区は犬鳴ダム周辺、八木山地区は力丸ダム上流部で全て水源かん養保安林であることに加え、一部は地形・地質等の条件により山地災害防止機能を重点的に発揮させることも期待されていることから「水土保持林」に区分して管理経営を行うこととする。

また、小団地の中には、自然景観に優れた風景林等が存在することのほか、キャンプ場等の整備も進んでおり、保健文化機能の発揮が期待されていることから「森林と人との共生林」に区分して管理経営を行うこととする。

#### オ 英彦山地区（3049～3074林班）

大分県境に位置する英彦山(1,200m)を中心とした地区と大隈地区に散在する小団地からなる地区である。中央部付近は耶馬日田英彦山国定公園、筑後川県立自然公園に指定され、北部九州における代表的な天然林で優れた林相を呈しており、林木遺伝資源保存林等の保護林に指定されている。このような自然景観に優れた風景林等については、保健文化機能の発揮が期待されていることから「森林と人との共生林」に区分して管理経営を行うこととする。

また、水源かん養保安林及び土砂流出防備保安林に指定されていることに加え、地形・地質的に不安定な箇所等については山地災害防止機能等の発揮が期待されていることから「水土保持林」に区分して管理経営を行うこととする。

一方、一部の木材等生産機能の発揮が期待されている森林については「資源の循環利用林」に区分して管理経営を行うこととする。

#### カ 三里松原地区（3098～3109林班）

響灘に面したクロマツ主体の海岸林とその内陸部に散在する小団地からなる地区である。海岸林は防風保安林に指定され、内陸側の住宅地や農地等から防風機能の発揮を期待されていることから「水土保持林」に区分し、一部は玄海国定公園に指定され保健文化機能を発揮させることが期待されていることから「森林と人との共生林」に区分して管理経営を行うこととする。

また、内陸部に散在する団地はスギ、ヒノキの人工林が主体で、木材等生産機能の発揮が期待されている森林は「資源の循環利用林」に区分し、水源かん養保安林及び土砂流出防備保安林に指定され、水源かん養機能及び山地災害防止機能の発揮が期待されている森林は「水土保持林」に区分して管理経営を行うこととする。

キ 伊良原・帆柱山地区（1101～1107、1109～1111林班）

祓川最上流に位置する3団地からなる地区である。大半がスギ、ヒノキの人工林で全て水源かん養保安林であり、下流の上水道、農業用水等の水源地として水源かん養機能の発揮が期待されていることから「水土保持林」に区分して管理経営を行うこととする。

また、犬ヶ岳と英彦山に通じる尾根筋の登山道沿いは耶馬日田英彦山国定公園に指定され優れた自然景観に恵まれており、保健文化機能を発揮させることが期待されていることから「森林と人との共生林」に区分して管理経営を行うこととする。

ク 犬ヶ岳・経読岳地区（1112～1118、1122～1133林班）

犬ヶ岳(1,131m)から経読岳(992m)に至る脊梁を中心とした標高500m以上に位置する地区である。犬ヶ岳を中心とする山地の中腹部一帯はスギ、ヒノキの人工林を主体とした水源かん養保安林であり、岩岳川源流域に位置し豊前市の水がめとして、水源かん養機能及び山地災害防止機能の発揮が期待されていることから「水土保持林」に区分して管理経営を行うこととする。

また、尾根筋一帯は、高齢級のブナ等の天然林が賦存しているほか、自生しているツクシヤクナゲは天然記念物に指定されており、保健保安林及び耶馬日田英彦山国定公園に指定されているとともに、林木遺伝資源保存林が設定され、保健文化機能等の発揮が期待されていることから「森林と人との共生林」に区分して管理経営を行うこととする。

ケ 国見山・雁股山・瓦岳地区（1119～1121、1134～1137林班）

国見山、雁股山、瓦岳の3団地からなる地区であり、大半がスギ、ヒノキの人工林である。全て水源かん養保安林であり、下流の上水道、農業用水等の確保に重要な役割を果たしており、水源かん養機能の発揮が期待されていることから「水土保持林」に区分して管理経営を行うこととする。

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

機能類型に応じた管理経営については、「管理経営の指針」（別冊）によるほか、次の点に留意して、個々の林分の地況、林況等の立地条件に応じて適切に行うこととする。

なお、各機能の発揮を図るために導入する林相の維持・改良等に必要な施業により生じる木材については、有効利用を図る。また、齢級構成の平準化・バイオマス利用等の地域ニーズに応じた主伐を計画的に行うことにより木材の供給を図る。

① 水土保持林に関する事項

水土保持林については、国土保全タイプと水源かん養タイプの2つに区分して取り扱うこととする。

ア 国土保全タイプ

国土保全タイプは、土砂の流出・崩壊、落石等の山地災害による人命・施設の被害の防備その他の安全で快適な生活環境等の保全・形成に資する機能を重点的に発揮すべき森林であり、次の事項に留意して、保全対象と当該森林の位置的關係、地質や地形等の地況、森林現況等を踏まえた適切な管理経営を行うこととする。

- (ア) 土砂の流出・崩壊、落石等山地災害による人命・施設の被害の防備を目的とする林分については、根系が深くかつ広く発達し、常に落葉層を保持し、適度の陽光が入ることによって下層植生の発達が良好な森林であって、必要に応じて土砂の流出、崩壊を防止する治山施設等が整備されている森林を整備の目標とする。
- (イ) 風害、飛砂等の気象害による環境の悪化の防備を目的とする林分については、樹高が高く下枝が密に着生しているなど遮蔽能力が高く、諸被害に対する抵抗性の高い樹種によって構成される森林を目標とする。

イ 水源かん養タイプ

水源かん養タイプは、国民生活に欠かせない良質で豊かな水の供給に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、渇水緩和や水質保全等の水源かん養機能を高めるため、浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系や下層植生の発達が良好で諸被害に強い森林を整備の目標として管理経営を行うこととする。

水土保持林の面積

(単位：ha)

区 分	国土保全タイプ	水源かん養タイプ	計
本 計 画	3,426	5,559	8,985
前 計 画	3,263	5,474	8,737

② 森林と人との共生林に関する事項

森林と人との共生林は、自然維持タイプと森林空間利用タイプの2つに区分して取り扱うこととする。

ア 自然維持タイプ

自然維持タイプは、原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存等自然環境の保全に係る機能を重点的に発揮させるべき森林であり、原則として自然の推移に委ねるとともに、生物多様性の保全等に配慮した管理経営を行うこととする。

なお、自然維持タイプの森林のうち、原生的な森林生態系からなる森林や貴重な野生動植物の生息・生育に資するために必要な森林、遺伝資源の保存に必要な森林等を保護林として選定することとする。

イ 森林空間利用タイプ

森林空間利用タイプは、スポーツ又はレクリエーション、教育文化、休養等の活動の場や優れた景観の提供及び都市又はその周辺の風致の維持に係る機能を重点的に発揮させるべき森林であり、それぞれの保健・文化的利用の形態に応じた管理経営を行うこととする。

森林と人との共生林の面積

(単位：ha)

区 分	自然維持タイプ		森林空間利用タイプ		計
		うち、保護林		うち、レクリエーションの森	
本計画	717	273	1,534	95	2,251
前計画	720	254	1,749	168	2,469

③ 資源の循環利用林に関する事項

資源の循環利用林は、公益的機能の維持増進に配慮しつつ、特に、木材等生産機能を増進させる必要のある森林であり、生産目標等に応じた形質の良好な木材を安定的かつ効率的に生産を行うことを目的として管理経営を行うこととする。

また、スギ・ヒノキ人工林については、公益的機能の確保、齢級構成の平準化及び価値成長の増大による採算性の確保等を図るとともに、地域の木材需給の動向を踏まえた管理経営を行うこととする。

資源の循環利用林の面積

(単位：ha)

区 分	林業生産活動の対象	その他産業活動の対象	計
本計画	609	43	653
前計画	628	55	683

注 計と内訳の合計は、四捨五入の関係で必ずしも一致しない。

④ その他

国有林と地域別の森林計画における公益的機能別施業森林と機能類型との関係は下表のとおり。

機能類型と公益的機能別施業森林の関係

機 能 類 型		公益的機能別施業森林			
		水源涵養機能維持増進森林	山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林	快適環境形成機能維持増進森林	保健機能維持増進森林
水土保全林	国土保全タイプ	土砂流出崩壊防備	○	○	
		気象災害防備 (飛砂、風害、潮害、雪害、霧害等の気象害の防備)	○	○	○
		生活環境保全 (防音や大気浄化による生活環境の保全)	○		○
		水源涵養タイプ	○		
森林と人との共生林	自然維持タイプ	○	○		○
	森林空間利用タイプ	○	○		○
資源の循環利用林			○		

(3) 流域管理システムの推進に必要な事項

流域管理システムの推進については、第4次国有林野事業流域管理推進アクションプログラムの実施や一層の民有林関係者との連携を図ること等により、国有林が先導的・積極的に次のことに取り組むこととする。

- ① 筑豊地区・北九州地区及び京築地区の森林・林業推進協議会へ積極的に参加し、国有林における伐採計画等の管理経営に関する情報を提供するとともに、地域の森林整備についての課題やニーズの把握に努める。
- ② 民有林行政と連携を図りつつ、林業事業者への計画的な事業の発注に努め、安定的計画的な木材の供給及び林業事業者の育成に努めるとともに、民有林・国有林一体となった森林共同施業団地の設定等を積極的に推進する。
- ③ 民有林林道等の計画との調整を図り、民有林・国有林一体となった効率的な路網の整備を推進し、森林施業の効率的な実施に必要な路線を計画的に整備する。
- ④ 下流住民をはじめとする一般市民に森林・林業への理解を深めてもらうための各種活動を民有林と合同で行う。

(4) 主要事業の実施に関する事項

本計画及び前計画期間における伐採、更新、保育、林道及び治山の事業総量は以下のとおりである。

事業の実施に当たっては、効果的かつ効率的な実施に努め、国土の保全、自然環境の保全、生物多様性の保全等に十分配慮しつつ、森林吸収源対策として間伐に積極的かつ着実に取り組むとともに、針広混交林化、複層林化、長伐期化や里山の整備等、地域の現況を踏まえ、多様で健全な森林の整備・保全を推進することとする。更新・保育については、伐採事業との一体的な実施や新たな林業技術の導入等による造林・育林作業の低コスト化に取り組むこととする。林道等の路網については、森林の公益的機能が高度に発揮されるよう施業方法に応じて計画的に整備することとする。また、治山事業については、民有林治山事業や他の国土保全施策との連携の下に計画的に推進することとする。

また、労働災害がなく、健康で明るく働けるように労働安全衛生の確保に努めるとともに、計画的な事業の発注等により林業事業者の育成・整備を図ることとする。

① 伐採総量

(単位：m<sup>3</sup>、ha)

区 分	主 伐	間 伐	計
本 計 画	62,500	197,500 (1,682)	260,000
前 計 画	42,000	137,000 (1,648)	179,000

注：( ) 書きは、間伐面積である。

② 更新総量

(単位：ha)

区 分	人 工 造 林	天 然 更 新	計
本 計 画	108	24	133
前 計 画	114	19	132

③ 保育総量

(単位：ha)

区 分	下 刈	つ る 切	除 伐	枝 打	ぼう芽整理
本 計 画	232	32	50	—	—
前 計 画	404	18	131	—	8

④ 林道の開設及び改良の総量

区 分	開 設		改 良	
	路 線 数	延長(m)	箇 所 数	延長(m)
本 計 画	6	14,400	19	6,400
前 計 画	6	7,400	18	5,050

⑤ 治山総量

区 分	保安林整備(ha)	保全施設(箇所)
本 計 画	522	27
前 計 画	143	11

(5) 持続可能な森林経営に関する事項

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林」の実現を図り、現世代とともに将来世代へ森林からの恵沢を伝えるため、住民の方々の意見を聴き、機能類型区分や森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいくこととする。

また、持続可能な森林経営については、日本はモントリオール・プロセスに参加しており、この中で森林経営の持続可能性を客観的に把握し評価するための7基準（54指標）が示されている。本計画区の国有林野について、この基準を参考に取り組んでいる施策及び森林の取扱方針を整理すると次のとおりとなる。

## ア 生物多様性の保全

地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、針広混交林等からなる多様な林相の森林を整備及び保全していくとともに、貴重な野生動植物が生息・生育する森林について適切に保護・保全するほか、施業を行う場合でも適切な配慮を行う。関連する主な施策として、厳格な保全・管理を行う保護林のモニタリング調査等を通じた適切な保全・管理等を推進するとともに、原生的な天然林や里山林、溪畔林、保護樹帯等を各々の林相に応じ適切な整備・保全を行い、森林生態系のネットワークの構築を図る。

## イ 森林生態系の生産力の維持

森林としての成長力を維持し健全な森林を整備していくため、間伐等の適切な実施と伐採後の更新確保による健全な森林の整備とともに、公益的機能の発揮と両立した木材の生産を行う。関連する主な施策として、計画、設計、施工の各段階において森林生態系との調和を図りつつ、林道、作業道等の適切な組合せによる路網の計画的な整備を推進する。

## ウ 森林生態系の健全性と活力の維持

外部環境から受ける影響から森林の劣化を防ぐため、森林病虫害や山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。関連する主な施策として、松くい虫の被害のまん延防止のため、薬剤による防除、伐倒駆除等に取り組むとともに、シカによる森林被害の状況を踏まえ、被害防除対策を実施する。

## エ 土壌及び水資源の保全と維持

降雨に伴う浸食等から森林を守るとともに、森林が育む水源のかん養のため、山地災害により被害を受けた森林の整備復旧や公益的機能の維持のために必要な森林の保全を行うとともに、森林施業においても裸地化する期間の短縮や尾根筋や沢沿いでの森林の存置を行う。関連する主な施策として、安全・安心に暮らせる環境づくりを目指して、民有林と国有林が連携した効果的な治山対策に取り組む。

## オ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持

地球温暖化防止に貢献するため、吸収源となる森林を確保するため育成林の整備を推進するとともに、天然生林の保全を行うほか、森林整備の円滑な推進と二酸化炭素の貯蔵庫として機能を維持するため木材利用を推進する。関連する主な施策として、除間伐を主体に森林整備を推進するとともに、治山事業における間伐材等の利用促進や間伐材を利用した紙製品の普及に取り組む。

## カ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進

国民の森林に対する期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮とともに、森林浴や森林ボランティア、環境教育等森林と人とのふれあいの確保のためのフィールドの提供等や森林施業に関する技術開発等に取り組む。関連する主な施策として、「レクリエーションの森」のPRや施設整備等に努めるなど、「国民の森林」として充実を図るとともに、学校のカリキュラムへの森林環境教育の導入、「遊々の森」の設定の推進、教職員を対象とした森林教室の実施等、学校との連携の強化に取り組む。

キ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組

ア～カに記述した内容を着実に実行し「国民の森林」として開かれた管理経営を行うため、国有林野に関連する法制度に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握する。関連する主な施策として、国有林モニターを活用し、国有林野事業等に対する意見、要望等を聴取するとともに、国有林野事業の運営等について国民の理解の促進を図る。

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(1) 巡視に関する事項

① 山火事防止等の森林保全巡視

本計画区は、レクリエーションを目的とした入林者が多い。

特に、春期の山菜採りとツクシシャクナゲ開花期、また、秋期の紅葉狩りやキノコ狩り等のシーズンは乾燥期が重なることから、山火事防止の宣伝、啓発活動を行うとともに森林保全巡視を強化し、山火事の未然防止に万全を期することとする。

また、廃棄物の不法投棄については、地元市町村等関係機関、森林保全巡視員及びボランティア団体との連携の強化を図り防止に努めることとする。

② 境界の保全管理

境界標の巡検及び境界巡視を確実にを行い、境界の保全管理に努めることとする。

(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

近年、松くい虫被害は増加傾向にあることから、まん延を防止するため薬剤散布等の防除措置を講ずるとともに被害木の伐倒駆除を徹底することとする。

特に、岡垣町の三里松原は町民の憩いの場であり同町のシンボルとして親しまれており、地元自治体等と連携し、重点的な被害防止に努めることとする。

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

貴重な自然環境を有する天然林等が多数存在しており、これらの森林については、生物多様性の保全を図る上で重要であり、保護林として設定し適切に保護・保全を図っていくとともに、巡視活動やモニタリング調査を通じた適切な保全・管理を推進することとする。

① 保護林

種 類	箇所数	面積(ha)
林 木 遺 伝 資 源 保 存 林	2	144
植 物 群 落 保 護 林	4	129
総 数	6	273

② 緑の回廊

名 称	延長(km)	面積(ha)
該当無し		

#### (4) その他必要な事項

本計画区の国有林野の大半が水源かん養保安林に指定されているなど、水源かん養の上で重要な森林が多く存在することから、保安林等の適切な管理に努めることとする。

また、自然災害等により劣化した森林の再生・復元に努めるとともに、野生鳥獣との共存に向けた森林の整備や、ボランティア団体等と協働・連携し、荒廃した植生の回復措置を行うなど森林生態系の保全等のための取組を推進することとする。

さらに、シカ被害に対する対策として、地元自治体等と協力の下に、有害鳥獣捕獲等の被害防除対策に積極的に取り組むこととする。

### 3 林産物の供給に関する事項

#### (1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

国有林材を計画的・安定的に供給するため、輸入木材に対して競争力の持てる簡素で合理的な生産・流通・加工システムづくりを目指し、間伐材を中心に大規模需要先へ定時・定量・定価格で丸太を供給する安定供給システム販売に取り組むこととする。

さらに、民有林材・国有林材が一体となった簡素で合理的な流通体制の確立を目指し、国有林材の需要・販路の拡大に努めることとする。

#### (2) その他必要な事項

林産物の供給に当たっては、効果的かつ効率的な取組を推進することとし、間伐材の利用促進に当たっては、列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた高効率・低コストな作業システムの定着を図りつつ、素材販売により実施するとともに、これまで利用が低位であった木質バイオマス資源として利用可能な低質材等の安定供給にも努めることとする。

また、木造の庁舎等の整備、森林土木工事等の公共工事において間伐材等を積極的に利用する等の木材の利用促進の取組を推進することとする。

### 4 国有林野の活用に関する事項

#### (1) 国有林野の活用の推進方針

国有林野の活用には、地域の社会的・経済的状況、住民の意向等を考慮して、また、地域における産業の振興、住民の福祉の向上等に資するよう、国有林野の管理経営との調整を図りつつ、積極的に推進することとする。

本計画区内の森林は、北九州市街に近い皿倉山をはじめ都市近郊に位置している箇所が多いことから、従来から登山、ハイキング、自然探索及び森林浴等に利用され、保健・文化的利用等の公益的機能の発揮が期待されている。

このため、豊かな自然環境の維持、森林の公益的機能の発揮と併せて地域の土地利用等との調整を行った上で、利活用を推進することとする。

#### (2) 国有林野の活用の具体的手法

国有林野の活用にあたり、道路等の公用・公共用地等については貸付け又は売払い等によることとする。また、水源林造成等については分収林制度を積極的に活用することとする。

(3) その他必要な事項

国有林野の活用にあたっては、水源のかん養、自然環境の保全等の森林の持つ公益的機能との調和を図るとともに、土地利用に関する計画等との必要な調整を行った上で、積極的に推進することとする。

「レクリエーションの森」については、魅力あるフィールドとして、その活用を推進していくこととする。

5 国民の参加による森林の整備に関する事項

(1) 国民参加の森林に関する事項

ボランティア団体等との協定に基づく「ふれあいの森」等により、国民の自主的な参加による森林整備活動等を推進することとする。

(2) 分収林に関する事項

森林に対する国民の要請が多様化する中で、社会貢献活動として森林づくりに自ら参加・協力したいという企業等の要請に応えるため、分収林制度の活用による森林整備を推進することとする。

(3) その他必要な事項

協定の締結により持続的に体験活動ができる「遊々の森」等を活用して、豊かな自然環境を有する国有林野を多様な体験活動の場として積極的に提供し、森林環境教育の推進に努めることとする。

また、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導、森林環境教育のプログラムや教材の提供等を積極的に推進することとする。

さらに、森林管理署等は、国民参加による森林の整備・保全等に関する情報の提供、国民からの相談への対応、国民参加の支援を行う拠点としての機能を発揮するよう努めることとする。

6 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた高効率・低コストな作業システムの定着や低コスト造林の導入・定着を図ることとする。

国有林野事業において開発、改良された林業技術については、現地検討会の開催、モデル林、各種試験地等の設置等を通じて、地域林業関係者等への普及・定着を図ることとする。

また、研究機関等が行う林業技術の開発及び林業機械の導入試験等に対しては、フィールド提供を積極的に行うこととする。

(2) 地域の振興に関する事項

機能類型に応じた適切な管理経営を行い、山地災害の防止、水源のかん養、自然環境の保全、保健・文化・教育的利用、木材の安定供給等を通じて地域振興に寄与するよう努めることとする。また、その際には次の点に留意することとする。

- ① 分収造林及び国有林野の利活用の要請に対しては積極的に対応する。
- ② 林道については、地域の実態を踏まえ、生活道路としての機能の発揮に十分留意する。
- ③ 蜂蜜の採取源となる樹種については、事業実行との調整を図りつつ、その保全に努める。

(案)

# 第4次国有林野施業実施計画書

(遠賀川森林計画区)

計画期間

自	平成24年4月	1日
至	平成29年3月	31日

九州森林管理局



## 目 次

1	国有林野の区画の名称及び区域並びに3機能類型及びタイプ別の区域	1
2	施業群及び生産群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積又は標準伐採量、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量	1
	(1) 伐採造林計画簿	1
	(2) 水土保持林（水源かん養タイプ）における施業群別面積等	1
	(3) 水土保持林（水源かん養タイプ）の施業群別の上限伐採面積	2
	(4) 資源の循環利用林における生産群別の面積等	2
	(5) 資源の循環利用林における標準伐採量	2
	(6) 伐採総量	3
	(7) 更新総量	5
	(8) 保育総量	5
3	林道の整備に関する事項	6
4	治山に関する事項	7
5	保護林及び緑の回廊の名称及び区域	8
	(1) 保護林の名称及び区域	8
	(2) 緑の回廊の名称及び区域	8
6	レクリエーションの森の名称及び区域	9
7	その他必要な事項	12
	(1) 施業指標林、試験地等	12
	(2) フィールドの提供	12
	(3) その他	12



1 国有林野の区画の名称及び区域並びに3機能類型及びタイプ別の区域

国有林野の区画の名称及び区域並びに3機能類型及びタイプ別の区域の配置については、国有林野施業実施計画図による。

2 施業群及び生産群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積又は標準伐採量、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量

(1) 伐採造林計画簿

伐採・更新箇所ごとの伐採・更新面積及び方法等については、伐採造林計画簿に示すとおりである。

(2) 水土保持林（水源かん養タイプ）における施業群別面積等

(単位：ha)

施業群		面積	取扱いの内容	伐期齢等
施業群	スギ・ヒノキ普通伐期	519.36	伐採箇所の縮小、分散化による皆伐新植を行う	スギ 40～60 ヒノキ 45～70
	スギ長伐期	1,307.19	伐採箇所の縮小、分散化、長期化による皆伐新植を行う	70～100
	ヒノキ長伐期	2,106.24	同上	80～120
	アカマツ長伐期	54.64	同上	80
	ケヤキ長伐期	10.76	同上	150
	その他人工林	28.22	伐採箇所の縮小、分散化による皆伐新植を行う	60上
	保護樹帯	480.15	被害木等について択伐を行う	60
	スギ・ヒノキ複層林	99.52	伐採箇所の縮小、分散化による複層伐を行う	短期型 80 長期型 100
	天然林長伐期	130.31	伐採箇所の縮小、分散化、長期化による択伐及び皆伐を行う	100
	天然林広葉樹	690.79	伐採箇所の縮小、分散化による択伐及び皆伐を行う	35上
施業群設定外		1.48		
合計		5,428.66		

注 スギ・ヒノキ普通伐期のスギ40～60年、ヒノキ45～70年及びスギ長伐期70～100年、ヒノキ長伐期80～120年は、地域管理経営計画の経常樹立年度において逐次、それぞれ60年、70年、100年、120年伐期に移行させることを含む。

(3) 水土保持林（水源かん養タイプ）の施業群別の上限伐採面積  
（単位：ha）

施 業 群	上限伐採面積
スギ・ヒノキ普通伐期	37
スギ長伐期	65
ヒノキ長伐期	87
アカマツ長伐期	3
その他人工林	2
保護樹帯	40
スギ・ヒノキ複層林	9
天然林長伐期	6
天然林広葉樹	98

(4) 資源の循環利用林における生産群別の面積等  
（単位：ha）

生 産 群		面 積	生 産 目 標 等	伐期齢等
生 産 群	スギ中径材	140.53	建築材(羽柄材、柱材)(18cm)	40
	ヒノキ中径材	243.29	建築材(板割材、柱材)(18cm)	45
	スギ大径材	6.00	建築材(割柱、柁平)(36cm)	70
	ヒノキ優良材	84.69	建築材(無節柱材)(26cm)	80
	アカマツ中径材	22.50	建築材(梁材)(30cm)	45
	ケヤキ大径材	3.14	床柱、家具材等(60cm)	150
	しいたけ原木	30.23	しいたけ原木(10cm)	15
	その他人工林	8.84	建築材、家具材(24~50cm)	60上
	保護樹帯	15.18	建築材、家具材	特に定めない
	天然林中・大径材	12.80	建築材、家具材、突板材(40cm)	100
	天然林広葉樹	36.60	パルプ材(10cm上)	35
	生産群設定外	-		
合 計	603.80			

(5) 資源の循環利用林における標準伐採量  
（単位：m³）

生 産 群	主 伐	間 伐	計
スギ中径材	6,300	-	6,300
ヒノキ中径材	32,400	1,350	33,750
スギ大径材	-	250	250
ヒノキ優良材	-	4,700	4,700
計	38,700	6,300	45,000

## (6) 伐採総量

(単位：m³、ha)

区 分		林			地		林地以外	合 計	
		主 伐	間 伐	小 計	臨 時 伐採量	計			
水 土 保 全 林	国土保全タイプ	4,001	34,046 (287)	38,047	5,777	215,000	—	215,000	
	水源 かん 養 タイプ	スギ・ヒノキ普通伐期	—	5,301					5,301
		スギ長伐期	—	59,048					59,048
		ヒノキ長伐期	—	74,748					74,748
		スギ・ヒノキ複層林	14,517	—					14,517
		天然林長伐期	5,269	—					5,269
		小 計	19,786	139,097 (1,233)					158,883
計	23,787	173,143 (1,520)	196,930						
森 林 と 人 と 共 の 生 林	自然維持タイプ	—	— (—)	—	22,328	45,000	—	45,000	
	森林空間利用タイプ	—	12,293 (105)	12,293					
	計	—	12,293 (105)	12,293					
資 源 の 循 環 利 用 林	スギ中径材	2,374	—	2,374	22,328	45,000	—	45,000	
	ヒノキ中径材	14,544	1,175	15,719					
	スギ大径材	—	147	147					
	ヒノキ優良材	—	4,432	4,432					
	計	16,918	5,754 (57)	22,672					
合 計		40,705	191,190 (1,682)	231,895	28,105	260,000	—	260,000	
年 平 均		8,141	38,238 (336)	46,379	5,621	52,000	—	52,000	

注 ( ) は、間伐面積である。

(再掲) 市町村別内訳

(単位：m<sup>3</sup>)

市 町 村 名	林			地		林地以外	合 計
	主 伐	間 伐	小 計	臨 時 伐採量	計		
北 九 州 市	1,940	27,422	29,362				
直 方 市	3,197	7,247	10,444				
飯 塚 市	6,713	53,139	59,852				
豊 前 市	2,590	13,504	16,094				
宮 若 市	—	18,049	18,049				
嘉 麻 市	9,258	15,320	24,578				
芦 屋 町	—	—	—				
岡 垣 町	3,768	5,199	8,967				
遠 賀 町	—	124	124				
鞍 手 町	—	60	60				
香 春 町	—	—	—				
添 田 町	8,949	13,109	22,058				
福 智 町	—	2,078	2,078				
み や こ 町	2,497	15,927	18,424				
上 毛 町	—	9,022	9,022				
築 上 町	1,793	10,990	12,783				

注 臨時伐採量及び林地以外の土地に係る伐採量は含まない。

## (7) 更新総量

(単位：ha)

区 分		水 土 保 全 林			森 林 と 人 と の 共 生 林			資 源 の 循 環 利 用 林	合 計
		国 土 保 全 タ イ プ	水 源 かん 養 タ イ プ	計	自 然 維 持 タ イ プ	森 林 空 間 利 用 タ イ プ	計		
人 工 造 林	単 層 林 造 成	—	9.69	9.69	—	—	—	27.89	37.58
	複 層 林 造 成	15.37	55.11	70.48	—	—	—	—	70.48
	計	15.37	64.80	80.17	—	—	—	27.89	108.06
天 然 更 新	天 然 下 種 第 1 類	—	—	—	—	—	—	—	—
	天 然 下 種 第 2 類	1.63	22.81	24.44	—	—	—	—	24.44
	ぼ う 芽	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	1.63	22.81	24.44	—	—	—	—	24.44
合 計		17.00	87.61	104.61	—	—	—	27.89	132.50

## (8) 保育総量

(単位：ha)

区 分		水 土 保 全 林			森 林 と 人 と の 共 生 林			資 源 の 循 環 利 用 林	合 計
		国 土 保 全 タ イ プ	水 源 かん 養 タ イ プ	計	自 然 維 持 タ イ プ	森 林 空 間 利 用 タ イ プ	計		
保 育	下 刈	9.41	188.64	198.05	—	—	—	33.48	231.53
	つる切	0.48	30.16	30.64	—	1.75	1.75	—	32.39
	除 伐	1.10	45.44	46.54	—	—	—	3.69	50.23
	枝 打	—	—	—	—	—	—	—	—
	ぼ う 芽 整 理	—	—	—	—	—	—	—	—

3 林道の整備に関する事項

基幹 ・ その他別	開設 ・ 改良別	路線名	箇所 (林班)	延長 (m)	備考
基幹	開設	大平林道	3042、3043、3044、3045	1,500	
		犬鳴林道	3033、3044、3035、3037	3,700	
		内住林道第2支線	3016、3017、3018、3019	3,200	
		戸切林道	3098、3099、3100	3,200	
		頂吉山3075林道	3075	900	
		頂吉山3076林道	3076	1,900	
基幹	改良	内住林道	1(3014)	300	舗装・一般改良
		大平林道	1(3045)	200	舗装
		犬鳴林道	1(3037)	200	〃
		中河内林道	1(3092)	200	〃
		田代林道	1(国有林外)	200	舗装・一般改良
		上頂吉林道	1(3076、国有林外)	700	〃
		頓野林道	1(3085)	300	〃
		深倉林道	1(3064)	200	〃
		内浦林道50支線	1(3050)	200	〃
		経読林道	2(1107、1114、1126、1127)	1,000	〃
その他	改良	内住林道第1支線	1(3015)	200	〃
		上頂吉林道75支線	1(3076)	500	〃
		頓野林道85支線	1(3085)	200	舗装
		寒田林道	1(1113、1115)	500	〃
		寒田林道118支線	1(1116、1117)	500	舗装・一般改良
		経読林道132支線	1(1132)	200	舗装
		轟林道	1(1133)	300	〃
		瓦岳林道	1(1137)	500	〃
計	開設			14,400	6路線
	改良			6,400	19箇所

4 治山に関する事項

位 置 ( 林 班 )	区 分	工 種	計 画 量 ( 箇所数又は面積 )
1104,1105、1109,1110,1112、 1114～1117,1119,1120,1124～1137、 3001～3004,3006,3008,3009、 3011～3019,3022,3024,3026～3028、 3030,3031,3033,3034,3036～3040、 3043,3045～3051,3055～3057,3062、 3064,3065,3067,3071,3073、 3075～3081,3083,3088～3092、 3095～3097,3102～3105	保安林の整備	その他	522.00 ha
1114,1125～1127,3008,3014,3017、 3046,3049,3060,3063,3065～3067、 3072,3075,3076,3079,3083,3087,3090	保全施設	溪間工	21 箇所
3031,3046,3076,3079,3083	〃	山腹工	5 箇所
3109	〃	根固工	1 箇所
計	保安林の整備		522.00 ha
	保全施設		27 箇所

5 保護林及び緑の回廊の名称及び区域

(1) 保護林の名称及び区域

種類	名称	新設・既設	面積 ( ha )	位置 (林小班)	特徴等
林木遺伝資源保存林	英彦山	既設	81.26	3068い～は、ほ、へ	ケヤキ、スギ、モミ、ツガ、カヤの遺伝資源保存。
	犬ヶ岳	既設	62.60	1124ほ～と 1125よ、た 1126ぬ、る、か	ブナ、ミズナラ、イヌシデの遺伝資源保存。
植物群落保護林	英彦山・鶯	既設	102.14	(英彦山) 3068に 3069い～は、へ、へ1 3070全 3071つ、な～む (鶯) 3068と	温帯植生の代表的林相を保護し学術研究等に資する。
	音滝山	既設	7.92	3091ぬ、ぬ1	アカマツ、クロマツ、その他広葉樹の天然林を保護し学術研究等に資する。
	大根地	既設	3.21	3001と	カシ類、タブノキ、その他広葉樹の天然林を保護し学術研究等に資する。
	上畑	既設	15.75	3101と	シイ類、タブノキ、その他広葉樹の天然林を保護し学術研究等に資する。

(2) 緑の回廊の名称及び区域

名称	新設・既設	延長	面積 ( ha )	位置 (林小班)	特徴等
該当なし					

6 レクリエーションの森の名称及び区域

種類	名称	新設・既設	面積 ( ha )	位置 (林小班)	選定理由	備考
風景林	三郡山	既設	50.95	3009り～る 3010ほ 3011い、ろ 3012わ 3013り ----- 3009イ	天然広葉樹林の新緑や紅葉等、優れた自然景観を有しており、山頂からは雄大な眺望を楽しむことができる。	天然生林施業  ----- 林地以外の土地
	笠置山	既設	9.58	3046く2 ----- 3046の～く1	山頂からの展望が優れており、ハイキングコースとして親しまれている。	育成複層林施業  ----- 天然生林施業
	小谷	既設	14.66	3026り、ぬ 3027い1、い2	清涼地帯を中心とした景観に優れており、ハイキングコースとして親しまれている。	育成複層林施業
	安国寺	既設	19.86	3061わ ----- 3061か、よ	国分寺史跡の背面景観上の重要地となっている。	育成複層林施業  ----- 天然生林施業
	計		95.05			
自然休養林	北九州	既設	自然観察教育ゾーン 627.02	3095い2 3096こ、こ1、さ、き1、 み1、み2 3097ろ1、ろ5、ろ7、は、ち ----- 3079い～は、な、な1 3080い、へ～れ、つ～な、 む、む1、の、お、や、 け～き 3088ろ、に 3091わ  3092よ1～た1、つ、ね、 ね1、な1、な2、む、う 3093い、は、は1、る、る1、 か、よ、な～う、 の1～の6、ふ、き、 ゆ、し 3094い～ろ1、は、と、 と1、り～ぬ2、 か～た、れ1	都市近郊にあり、隣接する民有地のケーブルカーの利用と併せて、皿倉山を中心とした雄大な展望、登山、キャンプ、ピクニック等、保健休養の場として親しまれている。	育成単層林施業  ----- 育成複層林施業

種類	名称	新設・既設	面積 (ha)	位置 (林小班)	選定理由	備考	
自然休養林	北九州 (続き)	既設	自然観察 教 育 ゾ ー ン (続き)	3095い、い2、い3～に、 と、ち、ぬ～わ1、 よ～れ、そ1、 ね4～む、の～ふ		育成複層林施業	
				3096い～ろ6、に、 と1～り、ぬ1、わ、 か、た～そ、 な～の2、く、け、ふ、 え、あ、き、き2～ゆ、 み3～み5、し3			
				3097い、ろ、ろ2～ろ4、 ろ6、ろ9～ろ11、 は1～は5、 へ～へ10、り～わ			
				3080め 3092つ1 3094ろ2 3095こ、こ1 3096と、ぬ、し 3097ろ8			天然生林施業
				3093イ～ハ 3094イ、ハ～ホ 3096イ、ロ、ニ、へ、ト、 リ、ヌ、ワ 3097イ、ロ			林地以外の土地
			森 林 ス ポ ー ツ ゾ ー ン 12.21	3093ニ 3094ロ、へ、ト 3096ハ、ホ、チ、ル		林地以外の土地	
			風 景 ゾ ー ン 510.20	3079に 3080う 3083ら、む 3086ね 3091り 3092れ 3093や、て、あ 3094ほ1、へ、る、れ 3096め、み、し1、し2、ひ、 ひ1		育成複層林施業	
				3077れ 3078わ、か 3079ほ～ね、な2 3080ろ、は、ら、む2、く、 ま、ゆ、み 3082そ		天然生林施業	

種類	名称	新設・既設	面積 (ha)	位置 (林小班)	選定理由	備考	
自然休養生林	北九州 (続き)	既設	風景 ゾーン (続き)	3085ね 3088い、ぬ 3090ぬ1、か、よ 3091ぬ～る 3092そ、な、ら、の 3093ろ、に、ち、わ、た、 そ、の、お、く、ま、 け、こ、え、さ、め、 み 3094に、ほ、ち、わ、そ 3095ほ、へ、り、か、う 3096ほ、へ、る、よ、つ、 ね、お、や、ま、て、 も 3097に、ほ、と		天然生林施業	
				3077イ、ロ 3078イ 3079イ 3082ロ、ハ 3083ハ、ニ 3085ハ 3086ニ 3088ロ 3096カ		林地以外の土地	
				風致探勝 ゾーン 142.15	3093ほ 3095ね～ね3、あ1、す		育成複層林施業
				3078よ1 3080に、ほ、そ 3081ほ 3082り1、た 3085よ、た 3087り 3088そ 3092か、よ 3093へ、と、り、ぬ、れ、 つ、ね 3095そ、て、ゆ 3096は		天然生林施業	
	計		1,291.58				
合計			1,386.63				

7 その他必要な事項

(1) 施業指標林、試験地等

種 類	名 称	設定 年度	面積 (ha)	位 置 (林小班)	備考
施業指標林	天然林施業指標林	S.63	6.61	3076な	ケヤキ
	間伐施業指標林	S.62	5.80	3014い1	ヒノキ
		S.62	5.00	3014う1	スギ・ヒノキ
展 示 林	品 種 別 展 示 林	S.43	2.36	3020り	スギ
	天然シボ俵ヒノキ展示林	H.15	0.08	1132ほ4	ヒノキ
		H.15	0.08	1135り2	ヒノキ
次代検定林	九 熊 本 第 4 5 号	S.50	1.40	1127と1	ヒノキ
	九 熊 本 第 1 5 4 号	H.18	0.89	3071い3	スギ
試 験 地	低コスト育林に有効な品種開発試験地	H.18	0.67	1117い2	スギ
	福岡マツ現地適応4号試験地	H.17	0.64	3105に1	クロマツ・アカマツ

(2) フィールドの提供

対 象 地 ( 林 小 班 )	設 定 の 目 的	備 考
該当なし		

(3) その他

レクリエーションの森以外の森林空間利用タイプの施業方法

位 置 ( 林 小 班 )	面積(ha)	施 業 方 法
1123わ、1124は～は2、ち～り5、る～か、 3047い、ろ、わ、3061い、は、に、り、3078ね、 3082い1、り、わ、3083り、3103に～に2	83.08	育成複層林施業
1114い、1115い、た、1123い、ろ、り、 1124い、に、ぬ、よ、た、3061ろ1、ぬ、3077た、そ、 3078る、る1、3082い2、り2、か、3092わ、 3103い～は1、と、と1	96.09	天然生林施業
3011イ、3013イ、3082イ、3095イ	0.83	林地以外の土地
計	180.00	

注 ふれあいの森その他森林空間利用タイプに設定している施業指標林、試験地等を除く。